



平成30年7月豪雨災害に対する森林保険の対応について

このたびの豪雨災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨により甚大な災害が発生し、全国で11府県62市38町4村（平成30年7月25日現在：下表参照）に対して、災害救助法が適用されることとなりました。

森林保険センターでは、これらの市町村等に所在する森林を保険の目的としている保険契約及び当該市町村にお住まいの保険契約者又は被保険者の保険契約について、保険期間満了の30日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、平成30年12月28日までに申し出があった場合は、同日まで継続による契約の締結を猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。詳しくは、森林保険センター又は最寄りの森林組合連合会等にお問い合わせください。

森林保険センターでは、被災された契約者、関係者の皆さまのお役に立てるよう努めて参りますとともに、今後の被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

【災害救助法適用市町村】

(平成30年7月25日現在)

都道府県	当該市町村
高知県	安芸市、香南市、本山町、宿毛市、土佐清水市、三原村、大月町
鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、早島町、里庄町、鏡野町、西粟倉村、吉備中央町、矢掛町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、京丹波町、伊根町、与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、上郡町、香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可町、佐用町、養父市、たつの市、市川町、神河町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町、八幡浜市
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村、岐阜市、美濃市、富加町、川辺町
福岡県	飯塚市
島根県	江津市、川本町
山口県	岩国市

